あなたの看板は安全ですか？

愛知県屋外広告物条例を改正しました!!

- 安全点検が義務化されました。
- 点検を行い安全管理に努めましょう。

屋外広告物（看板）の設置にあたっては

屋外広告物条例（ルール）

を守る必要があります。

愛知県

屋外広告物の定義を知っていますか？

屋　外広告物とは？

① 常時（※1）又は一定の期間継続（※2）して表示されるもの
② 屋外で表示されるもの
③ 公衆に表示されるもの
④ 看板、立看板、はり紙及びはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示されたもの、またこれらに類するもの

（※1）土地や工作物などに定着している状態を意味します。（※2）5日を超えて継続している状態を意味します。

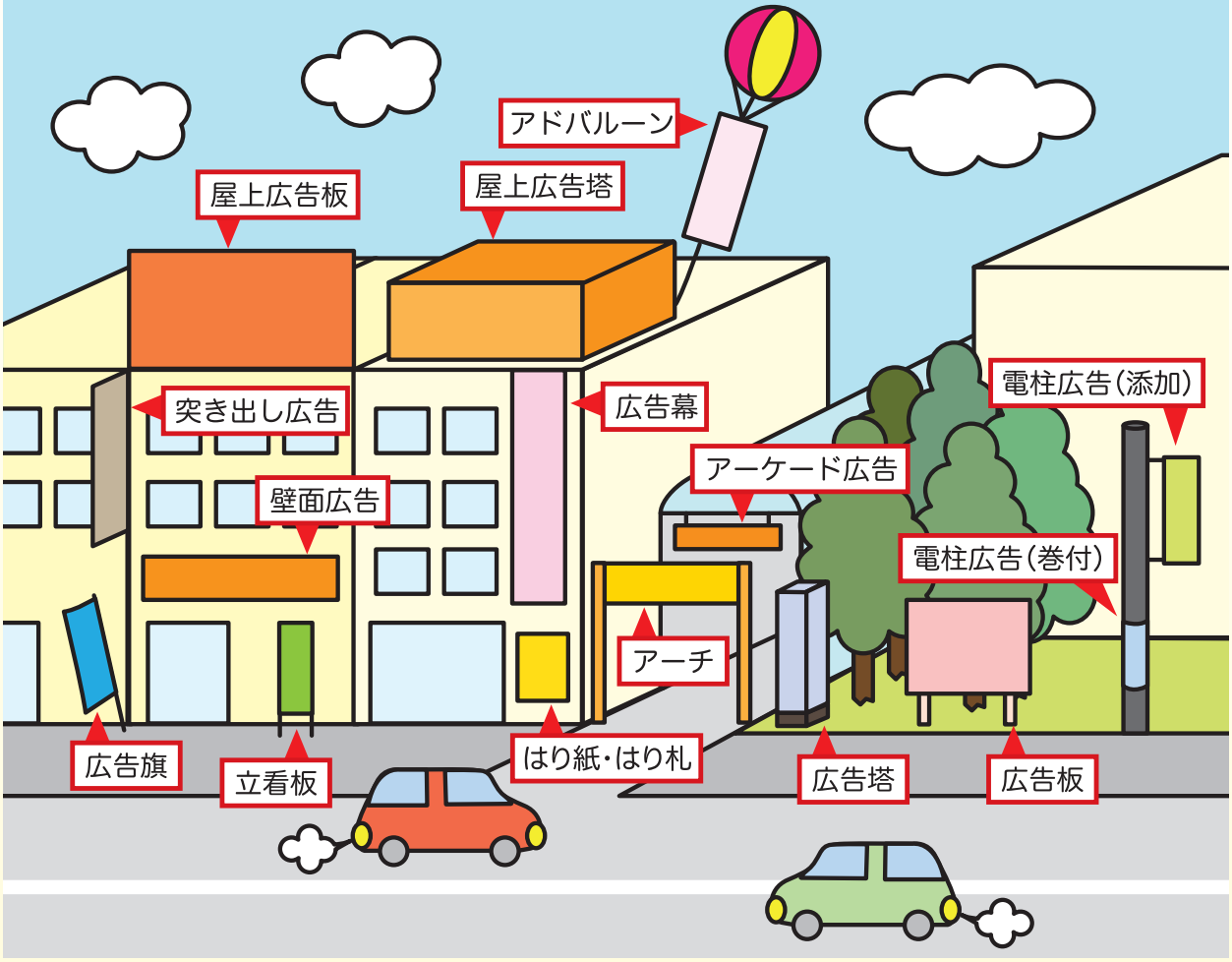

商業広告物だけでなく、非営利的なものであっても、表示内容にかかわらず、屋外広告物となります。

屋外広告物の役割
- 日常生活に必要な情報の提供。
- 街に生き生きとした表情をもたらし、活気づける。

ルールがないとどうなる？
- 無秩序に設置されると景観が損なわれる。
- 適正な管理がされないと、老朽化などによる落下・倒壊等の危険性がある。

防　止

愛知県屋外広告物条例により、表示の仕方や場所などにルールを定めています。

愛知県屋外広告物条例は、愛知県内の市町村（政令市・中核市を除く）に適用されます。

屋外広告物の規制（ルール）を知っていますか？

1 屋外広告物を設置できない地域があります。（禁止地域）

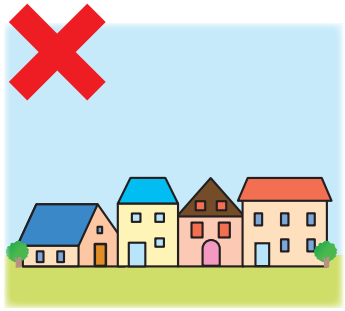

① 低層住居専用地域

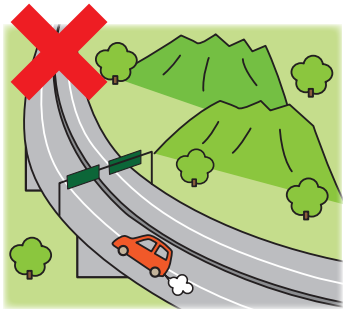

④⑤⑥ 高速道路等の沿線

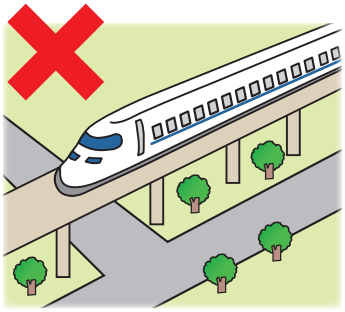

④⑤⑥ 鉄道（新幹線・JR・私鉄等）の沿線

① 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区
② 指定文化財の周囲 50m 以内の地域
③ 風致保安林、原生自然環境保全地域等
④ 高速自動車国道、自動車専用道路、新幹線鉄道の全区間
⑤ 知事が指定する道路及び鉄道等の区間
⑥ 道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域
⑦ 都市公園の区域、知事が指定する公共空地
⑧ 官公署、学校、図書館、博物館等の敷地
⑨ 古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地

2 屋外広告物を設置できない物件があります。（禁止物件）

① 歩道橋

② 街路樹

③ 信号機

③ 道路標識

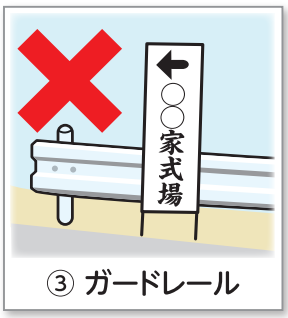

③ ガードレール

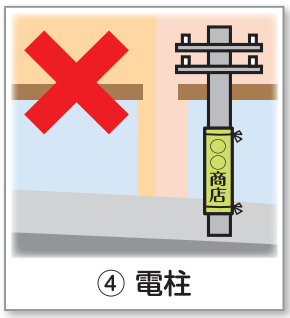

④ 電柱

⑥ 郵便ポスト

⑦ 送電鉄塔

① 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
② 街路樹、路傍樹
③ 信号機、道路標識、道路上の柵その他これらに類するもの
④ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
（表示できる場合があります）
⑤ 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
⑥ 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、道路上の変圧器塔及び開閉器塔
⑦ 送電鉄塔及び送受信塔
⑧ 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
⑨ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
⑩ 景観重要建造物、景観重要樹木

3 設置できない屋外広告物があります。（禁止広告物）

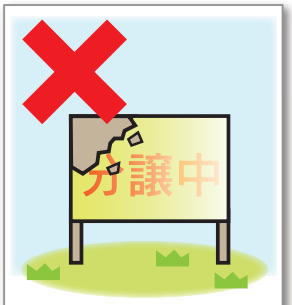

著しく汚染し、たい色し、または塗料等の剥離したもの

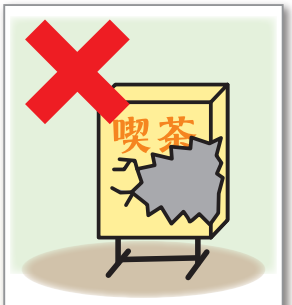

著しく破損し、又は老朽したもの

倒壊または落下のおそれのあるもの

交通の安全を阻害するおそれのあるもの

4 屋外広告物の設置に許可が必要な地域があります。（許可地域）

許可地域等で屋外広告物を設置する場合は、許可の基準に適合した屋外広告物の設置許可を市町村長から受ける必要があります。詳細については、市町村の屋外広告物担当にお問い合わせください。

屋外広告物の計画と設置までの手続き

屋外広告物を設置するまでの手続き

広告物の計　画 → 業者依頼 / 自社施工 → 市町村に事前相談 → 広告物の許可申請 → 市町村から許　可 → 広告物の設　置

事前に市町村の屋外広告物担当に相談してください。なお、屋外広告物条例に基づく設置許可以外に建築確認、道路占用許可等が必要な場合があります。

屋外広告物の設置を業者に依頼する際は必ず、屋外広告業の登録業者へ依頼しましょう。

屋外広告物は許可の更新や安全点検を行い、適切な維持管理をしましょう。

屋外広告物条例では屋外広告物の表示者・設置者又は管理者に管理義務が課せられています。

屋外広告業を営むには登録が必要です。

屋外広告物の安全点検のポイントを知っていますか？

屋外広告物の点検箇所・点検項目

点検箇所	点検項目
基礎部・上部構造	1. 上部構造全体の傾斜及びぐらつき
	2. 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき
	3. 鉄骨のさび及び塗装の老朽化
支持部	1. 鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間
	2. 鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落
取付部	1. アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形
	2. 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等
	3. 取付対象部分（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常
広告板・文字	1. 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落
	2. 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損
	3. 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり
照明装置	1. 照明装置の不点灯及び不発光
	2. 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水
	3. 周辺機器の劣化及び破損
その他	1. 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損
	2. 避雷針の腐食及び損傷
	3. その他点検した事項（　　）

屋外広告物の主な点検ポイント

基礎部・上部構造の点検ポイント

上部構造全体の傾斜、ぐらつき

基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき

鉄骨のさび・塗装の老朽化

支持部の点検ポイント

鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間

鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落

取付部の点検ポイント

アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形

溶接部の劣化、コーキングの劣化等

取付対象部（柱･壁･スラブ）・取付部周辺の異常

広告板・文字の点検ポイント

表示面板･切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落

側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損

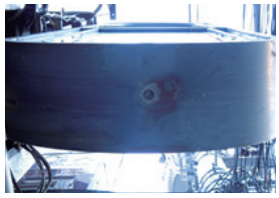

広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり

照明装置の点検ポイント

照明装置の不点灯、不発光

照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水

周辺機器（※）の劣化、破損

※分電盤、配線、変圧器（トランス）、スイッチ等

その他の点検ポイント

付属部材（※）の腐食、破損

※装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

避雷針の腐食・損傷

出典：屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（平成 29 年 7 月）国土交通省都市局公園緑地・景観課

屋外広告物は安全点検が必要なことを知っていますか？

屋外広告物（看板）は、企業や店舗の**シンボル（顔）**です。看板の落下や倒壊により深刻な事故を引き起こせば、お店の**信用が失墜します**。看板は定期的に点検及び補修を行い**安全管理**に努めることが必要です。

愛知県では、屋外広告物の安全性を確保するために平成 29 年度に**愛知県屋外広告物条例及び愛知県屋外広告物条例施行規則を改正しました**。主な改正内容は以下のとおりです。

1 安全点検の義務化

（平成 30 年 7 月 1 日施行）

屋外広告物を表示・設置又は管理している方は、当該屋外広告物の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。（一部の簡易な屋外広告物は除かれます。）

2 許可を受けている屋外広告物の許可更新時に提出する点検報告書の様式改正

（平成 30 年 7 月 1 日施行）

3 高さが 4m を超える屋外広告物は有資格者による安全点検の義務化

（ 令和 3 年 7 月 1 日施行）

屋外広告物が高さ4mを超える場合は、有資格者に点検をさせなければならない。

《 高さ 4m を超える屋外広告物のイメージ図 》

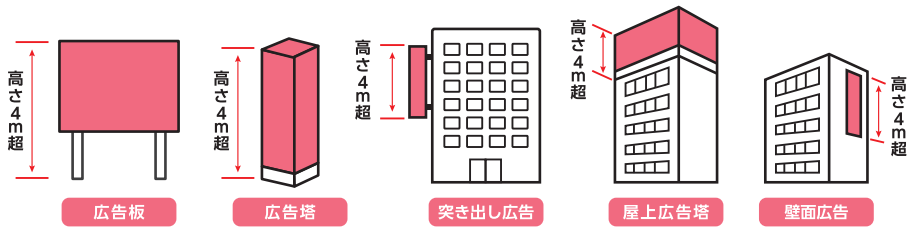

有資格者とは？

- 屋外広告士
- 一級建築士及び二級建築士
- 特定建築物調査員
- その他屋外広告士と同等以上の知識を有する者として知事が定める者
  （屋外広告物点検技能講習修了者）

有資格者による点検を行った場合は、点検者の資格を証する書面を添付しなければならない。

屋外広告物の安全点検については、必ず屋外広告物を設置している市町村に適用される屋外広告物条例等に従って下さい。

あなたが行うことは？

まずは、日常点検をしましょう。

看板所有者の日常点検項目（基本的に目視点検で結構です）

No.	セルフチェック項目	対象の看板	チェック
01	支柱の根元からサビがでていませんか	建植看板（ポール看板・野立看板など）	□
02	看板が傾いていませんか	建植看板（ポール看板・野立看板など）	□
03	ブラケット部よりサビがでていませんか	袖看板	□
04	看板は壁から垂直についていますか	袖看板	□
05	アクリル板にヒビが入っていませんか	共通	□
06	アクリル板が外れそうではありませんか	共通	□
07	パネル（表示面）ががたついていませんか	野立看板・壁面看板	□
08	照明の不点灯などはありませんか	共通	□
09	照明器具は傾いたり、外れかけていませんか	外照式看板	□
10	看板部材が欠落していませんか	共通	□

※震度５強以上の地震や大型台風の後は専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。

出典：オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック 屋外広告物適正化推進委員会

危険なサインを見つけたら

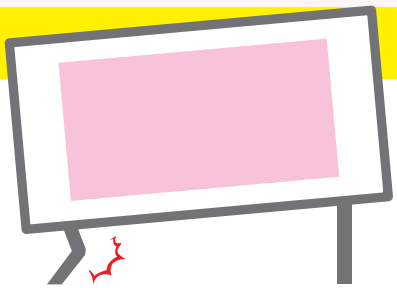

屋外広告物の専門家に詳細な点検や補修等を依頼しましょう。
早期に対応すれば、サビを落とし保護材を塗布する等の簡単な処理で済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかることもあります。また、落下や倒壊すれば大きな事故にもつながります。

広告物の設置・安全点検に関する相談・申請・届出は各市町村の屋外広告物担当まで

各市町村の屋外広告物担当の連絡先、申請書等の様式は、愛知県公園緑地課の Web ページに掲載しています。

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/okugai.html

愛知県

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 景観グループ
TEL 052-954-6612　FAX 052-953-5329　電子メール koen@pref.aichi.lg.jp

2023.7